

宮津市公報

平成20年3月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

告 示

12 国民健康保険被保険者証の無効	1
13 国民健康保険被保険者証の無効	1
14 宮津市公印の印影印刷	1
15 住民票の消除	1
16 宮津市議会定例会の招集	1
17 宮津市下水道排水設備指定工事業者の移転届	2
18 国民健康保険被保険者証の無効	2
19 国民健康保険被保険者証の無効	2

公 告

13 宮津農業振興地域整備計画の変更	2
14 宮津市森林整備計画の変更案の縦覧	3
15 宮津農業振興地域整備計画の軽微な変更	3
16 差押財産の公売及び見積価額	3
17 宮津市営住宅等(その他住宅)の入居者の公募	6
18 消防訓練におけるサイレンの吹鳴	6

教 育 委 員 会

《告 示》

2 宮津市教育委員会定例会の招集	6
3 宮津市教育委員会定例会の招集日時の変更	7

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

2 宮津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧	7
3 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	7
4 有権者総数50分の1の数	7
5 有権者総数3分の1の数	8
6 有権者総数6分の1の数	8

農 業 委 員 会

《告 示》

2 宮津市農業委員会総会の招集	8
-----------------	---

告 示

宮津市告示第12号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年2月7日

宮津市長 井上正嗣

記

保険者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 1004856	平成19年4月1日	平成20年2月5日	

* * *

宮津市告示第13号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年2月8日

宮津市長 井上正嗣

記

保険者	宮津市（保険者番号 67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 0002221	平成19年4月13日	平成20年2月6日	

* * *

宮津市告示第14号

宮津市公印のうち会計管理者印の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成20年2月8日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	会計管理者印 会計管理者名をもって発する文書 (介護保険料領収証書)	平成20年2月8日

* * *

宮津市告示第15号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を消除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成20年2月22日

宮津市長 井上正嗣

記

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第16号

平成20年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 日時 平成20年3月3日
- 2 場所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第17号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から営業所の移転届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年2月28日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第44号

(1) 名称 岡安設備工業有限公司

(2) 所在地 (移転前) 舞鶴市字森267番地の33
(移転後) 舞鶴市字寺内16番地の4

* * *

宮津市告示第18号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年2月29日

宮津市長 井上正嗣

記

保険者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 0006450	平成19年4月1日	平成20年2月7日	
宮 0009246	平成19年4月1日	平成20年2月19日	

* * *

宮津市告示第19号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年3月3日

宮津市長 井上正嗣

記

保険者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 0003848	平成19年6月18日	平成20年2月22日	
宮 0003900	平成19年4月1日	平成20年2月22日	
宮 0015172	平成19年4月1日	平成20年2月25日	
宮 0004173	平成19年4月1日	平成20年2月27日	
宮 0002091	平成19年4月1日	平成20年2月27日	
宮 0001476	平成19年10月26日	平成20年2月29日	
宮 0004392	平成19年4月1日	平成20年2月29日	

公 告

宮津市公告第13号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、宮津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告し、当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成20年2月4日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間 平成20年2月4日以後、常時備え置くこととします。
- 2 縦覧場所 宮津市産業振興室（別館3階）
- 3 意見書の要旨及び処理結果

意見の要旨	意見の数	処理結果
なし	なし	なし

* * *

宮津市公告第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により宮津市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、宮津市森林整備計画（変更）の案を縦覧に供します。

なお、宮津市森林整備計画（変更）の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮津市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができます。

平成20年2月4日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧場所 宮津市産業振興室（別館3階）
- 2 縦覧期間 平成20年2月4日から平成20年3月5日まで

* * *

宮津市公告第15号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供します。

平成20年2月6日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間 平成20年2月6日以後、常時備え置くこととします。
- 2 縦覧場所 宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

公売公告兼見積価額公告

宮津市公告第16号
平成20年2月13日

宮津市長 井上正嗣

国税徴収法第95条の規定の例により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第99条の規定の例により見積価額を公告します。

公売財産	別紙2のとおり。	
公売保証金	別紙2のとおり。	
公売方法	入札	
公売参加 申込期間	平成20年2月14日（木）午後1時から 平成20年2月28日（木）午後5時まで	
入札期間	平成20年3月4日（火）午後1時から 平成20年3月10日（月）午後1時まで	
公売場所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上	
売却決定	日 時	平成20年3月17日（月）午後2時
	場 所	宮津市市民室収納係
	買受代金納付期限	平成20年3月17日（月）午後2時30分
見 積 価 額	別紙2のとおり。	

買受人の資格及び要件	国税徴収法第92条及び第108条該当者を除く。
その他の公売条件	別紙1のとおり。

配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を市民室収納係に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、市民室収納係に用意してあります。

別紙1

- | | |
|-----|---|
| その他 | <ol style="list-style-type: none"> 1 この公売公告に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 3 公売保証金の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（ごく一部利用できないカードがあります）、指定する口座への振込、現金書留による送付（50万円以下の場合に限る）、郵便為替（発行の日から起算し、175日を経過していないもの）の送付、又は現金（北京都手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して8日を経過していないもの）に限ります。 4 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。 5 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなします。 7 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。但し追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。なお、次順位申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN IDを次順位買受申込者氏名とみなします。 9 公売財産に係る府税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。 10 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 11 宮津市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。 12 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税額に相当する印紙又は領収証書（登録免許税法第23条）若しくは自動車検査登録印紙等を下記15の期日までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要があるものも下記15の期日までに完了してください。 13 公売財産が滞納者等に保管されているときは、宮津市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、宮津市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがあります。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。 14 買受人の希望により自ら登録を行う場合（自動車など）は、売却決定後、速やかに移転登録等の手続きを行ってください。 15 上記12については、別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」と共に買受代金納付期限までに提出して下さい。 16 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。 17 公売財産が土地の場合は、土地の境界については、隣接地所有者と協議して下さい。 |
|-----|---|

- 18 公売公告の内容は、宮津市市民室収納係で閲覧することができます。
- 19 公売財産が自動車の場合、買受人の「使用の本拠の位置」を所轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、近畿運輸局京都運輸支局以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送によって行います。
- 20 ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 21 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、宮津市は何ら補償しません。
- 22 その他については、宮津市インターネット公売ガイドラインによります。なお、その内容については、インターネット上で閲覧することができます。

別紙 2

売却区分番号	宮 1	見積価額	7,700,000円
		公売保証金	770,000円
公売財産の表示	1. 財産の表示（登記簿の表示による） 一棟の建物の表示 所在 京都府宮津市字由良小字浜頭2282番地 1 建物の番号 セバーグ由良 専有部分の建物の表示 家屋番号 由良2282番 1 の1104 建物の番号 1104 種類 居宅 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建 床面積 11階部分 148.35㎡ 敷地権の目的たる土地の表示 土地の符号 1 所在及び地番 宮津市字由良小字浜頭2282番 1 地目 宅地 地積 2722.67㎡ 敷地権の表示 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 851,775分の15,460		
公売財産の概要	1. 公売物件は、北近畿タンゴ鉄道宮津線の丹後由良駅から北に約600mに位置し、夏季は由良浜海岸を目の前に、海水浴客で賑わう民宿や旅館が混在する地区の中央部に、公売物件である高層リゾートマンションが立地している。 2. 南西側は幅員約7mの国道178号線と、北西側は幅員約11mの舗装市道と、さらに南東側は幅員約3mの舗装市道と隣接し、それぞれ等高している。 また、北東側は松林を挟んで由良海水浴場と隣接している。		
利用状況等 法的規制	1. 公法上の規制 都市計画区域（非線引）で用途指定無（建ぺい率：70%、容積率：200%） 2. 上水道は完備されているが、公共下水道、都市ガスは未整備である。		
公売条件 その他	1. 買受人は、現所有者が滞納する管理組合費及び修繕積立金1,715,640円（平成20年1月末現在）及び売却決定日までに新たに発生する管理組合費及び修繕積立金の納付義務を承継する。 2. 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。		

問い合わせ先：宮津市市民室収納係 0772-22-2121（内線268・269）

* * *

宮津市公告第17号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成20年2月15日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(円)	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	A・B棟	39,000円	4	3DK
		C棟	42,000円	1	3DK

2 入居者の資格

入居者の資格は、次に掲げる条件を具備する方ではない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 主たる生計者が40歳未満であること。

3 入居期間

入居期間は、定期建物賃貸借契約の締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間の満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 平成20年2月20日（水）から
平成20年3月12日（水）まで
- (2) 場 所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法の概略

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成20年4月1日（予定）

* * *

宮津市公告第18号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成20年2月28日

宮津市長 井上正嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字由良地内	平成20年3月2日 午前11時15分ごろ	4台
宮津市字須津地内	平成20年3月7日 午後7時30分ごろ	4台

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第2号

平成20年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月12日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅一

- 1 日時 平成20年2月26日(火) 午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第3号

平成20年2月12日付け宮津市教育委員会告示第2号により公示した平成20年第2回宮津市教育委員会定例会の日時を下記のとおり変更する。

平成20年2月21日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅一

記

- 1 変更する日時
変更前 平成20年2月26日(火) 午前10時
変更後 平成20年2月27日(水) 午前10時
- 2 変更する場所
変更前 宮津市役所 第6会議室
変更後 宮津市役所 第5会議室

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第2号

平成20年1月1日現在により調製した宮津市農業委員会委員選挙人名簿を、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成20年2月23日から3月9日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成20年3月3日から3月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制

定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成20年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

359人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

5,983人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成20年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

2,992人

農業委員会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年2月5日

宮津市農業委員会
会長 猪 隼 寛

- 1 日 時 平成20年2月12日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議第3号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
 - 議第4号 非農地証明について
 - 議第5号 相続税の納税猶予に関する適格証明について